

滋 税 審 第 号
令和 8 年(2026 年) 3 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県税制審議会
会長 諸富 徹

みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな税のふさわしい制度について(中間答申)

令和 7 年 11 月 26 日に貴県が諮問された「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにするための新たな税のふさわしい制度」に対して、当審議会はこれまで 2 回にわたり審議してきた。地域交通に係る施策のための財源の一つとして検討されている新たな税について、貴県はこれまで、県民との対話を丁寧に進めてきたと評価するが、地域交通の維持・充実に要する費用を広く分かち合うことの意義等について、県民の理解は十分に広がっておらず、現時点で議論が尽くされているとは言えない。

施策の実施に要する費用をどう賄うかについては、今年度末を予定している滋賀地域交通計画(以下「計画」という。)の策定後も引き続き議論を重ねていくべきであり、その議論の熟度を上げるべく、これまでの審議を踏まえた現時点における当審議会の考えについて、下記のとおり中間的に答申する。

県は引き続き県民との対話を重ね、立場の違いを超えて相互理解を深めて、合意形成を図ることが求められる。

記

1 移動を支えるための施策の財源を新たな税に求めることの意義

移動を支えるための施策になぜ公費を投入することが必要か、その意義について改めて議論いただき、その結果についてまとめた内容を記載する

その上で、その財源を新たな税に求めることの意義として、移動を支えるための施策に用途を限定した財源を安定的に持つことができ、それを裏付けとして地域交通の維持・充実に中長期を見据え戦略的に取り組めることが挙げられる。

また、令和 7 年 10 月 20 日に答申した「みんなの移動を支え、暮らしを豊かにする新たな

税のあり方について」(以下「令和7年10月答申」という。)において述べたように、利便性の高い地域交通が存在することによる便益は、単に利用者のみが受益するものではなく、どの世代にも便益が及び、社会全体の価値の向上に貢献する。そのため、費用を賄う手段の選択肢の一つである新たな税のあり方やその使い方に対する議論には、現に地域交通を利用している人もそうでない人もともに参加することが重要である。議論を通じて、県民の地域交通への意識・関心が高まるとともに、地域交通が地域コミュニティを支える基盤であることへの理解が深まり、ひいては地域コミュニティの再生・再構築を考えるきっかけとなることが期待される点も意義の一つとして挙げられる。

2 新たな税の使途

(1) 新たな税のふさわしい使途について

新たな税の使途については、令和4年4月20日に答申した「地域公共交通を支えるための税制の導入可能性について」(以下「令和4年4月答申」という。)において、将来の地域交通の姿を描き、そのために必要な手段となる施策に充当されることになると述べた。

貴県では、県民との対話を重ね、令和6年3月に策定した滋賀地域交通ビジョン(以下「ビジョン」という。)において、目指す地域交通の姿を、「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる、持続可能な地域交通」と描いた。そして、計画は、ビジョンの実現に向けたアクションプランであることから、新たな税は、計画に基づく施策に充当されるべきである。その中でも、令和7年10月答申において述べたように、新たな負担に対応する受益を明確化するため、県民が実現したい暮らし方と整合しつつ、地域の実情を踏まえた地域交通の充実のための施策に充当することが望ましい。

加えて、負担に対する県民の納得や期待が得られる事業であることを使途の要件とすることも考えられる。

(2) 税収の一部を市町に交付することについて

ア 税収の一部を市町に交付する事業の要件

税収を市町に交付する場合の考え方については、令和4年4月答申において、①ビジョンの実現に資するものか効果検証が可能なものであること、②単に各市町の区域内における効果を持つに留まるのではなく広域的な効果をもつこと、③政策形成過程において住民参加による議論を経て使途が決定される仕組みが設けられていることの3点を踏まえたものとする必要性について述べた。

新たな税は、県税として徴収し、計画に基づく施策に充当されるべきものであること、また、市町が実施する事業は、市町が住民との対話を通じて明らかにしたニーズに適合することが求められることから、税収の一部を市町に交付する事業の要件と

しては、次の点を基本としつつ、引き続き検討が必要である。

- (ア) ビジョンおよびそのアクションプランである計画との整合性
- (イ) 市町が策定する地域公共交通計画との整合性
- (ウ) 市町の地域公共交通計画の策定・見直しプロセスにおける住民参加の仕組みの設定

イ 税収の一部を市町に交付する場合の方法

税収の一部を市町に交付する場合の方法については、次の二つが考えられる。

- (ア) 譲与税のように一定の基準により配分する方法
- (イ) 事業単位で補助する方法

また、必ずしもどちらかというわけではなく、両方の組み合わせということも考えられる。

交付の方法および一定の基準を用いる場合の指標等については、引き続き検討が必要である。

ウ 市町間連携の促進

人の移動は各市町の区域内に留まらないことから、市町域を超えたネットワークを形成することが重要である。税収の一部を市町に交付する場合に、市町域ネットワーク形成に資する連携を進めている市町への加算など、連携を促進する仕組みについても検討することが必要である。

3 新たな税の課税方式および税率

(1) 県税の超過課税方式を基本に検討することについて

新たな税の課税方式については、令和4年4月答申において、地域公共交通の維持・充実による受益が、単にその利用者だけではなく、幅広く及ぶことを踏まえ、既存税目に対する超過課税方式から検討することを提案した。

新たな税が、貴県の計画に基づく施策に充当されるのであれば、県税の超過課税を基本とすべきである。

(2) 超過課税の対象税目と税目間のバランスについて

これまでに当審議会で議論してきたように、利便性高い地域交通がもたらす便益が地域交通を利用する人も利用しない人にも、またあらゆる世代に及ぶことを踏まえると、その施策に要する費用はみんなで広く薄く分かち合う仕組みが望ましい。「1 移動を支えるための施策の財源を新たな税に求めることの意義」で述べたように、利便性の高い地域交通が存在することによりもたらされる便益は個人・法人問わず広く及ぶことから、新たな税の制度の方向性の検討に当たっては、個人・法人をともに課税対象と

することが適当である。

なお、制度設計に当たっては、単なる負担増ではなく、より良い暮らしの実現にむけた将来への投資的要素を持つことを丁寧に説明していくべきである。

ア 対象税目について

(ア)個人への課税について

a 個人県民税均等割のみを超過課税の対象とする場合

移動という誰もが関係のあるニーズを支えるためには、なるべく広く薄く分かち合う仕組みが望ましいことから、地域社会の費用を県民が広く分かち合う性格をもつ個人県民税均等割への超過課税がふさわしい。このことは、貴県が平成 18 年度から課税している琵琶湖森林づくり県民税が「地域社会の費用を県民が広く分かち合う」という性格を持つ県民税均等割への超過課税を採用している点とも整合的である。

b 個人県民税所得割のみを超過課税の対象とする場合

移動という誰もが関係のあるニーズを支えるためには、なるべく広く薄く分かち合う仕組みが望ましいが、その場合、税負担の逆進性の問題が生じる。琵琶湖森林づくり県民税を導入している中、更なる逆進性の問題は看過できず、担税力に応じて課税する個人県民税所得割への超過課税が適当である。

c 個人県民税均等割と所得割の両方を超過課税の対象とする場合

移動という誰もが関係のあるニーズを支えるためには、なるべく広く薄く分かち合う仕組みが望ましいことから、地域社会の費用を県民が広く分担する性格をもつ個人県民税均等割への超過課税がふさわしい。他方、税負担の逆進性の問題を一定考慮し、担税力に応じて課税する同税所得割への超過課税と組み合わせ、なるべく広く薄く分かち合う要素と担税力に応じて課税する要素の双方の性格を持つ課税方式とすることがふさわしい。この場合、逆進性の問題に応じて均等割の税率を決めることで、応能課税の水準を調整することができる。

(イ)法人への課税について

法人も地域社会を構成する一員であり、法人にも課税を考えるのであれば、法人県民税均等割への超過課税が適当である。一方で、貴県は既に琵琶湖森林づくり県民税として、他都道府県と比較して高い水準で法人県民税均等割に超過課税を実施していること、また、均等割は赤字でも納税義務があることから、特に赤

字の中小法人にとって過度な税負担となるおそれがあることに留意する必要がある。

上記の課題を乗り越えるために、地域交通の充実による法人への受益が地域経済の活性化によるものであることに着目し、法人が行う事業活動に対して課税する法人事業税への超過課税とすることも考えられる。その際、法人も地域社会を構成する一員であり、必要な費用を広く分かち合うという観点を重要視し、中小法人にも課税する仕組みとすることが望ましい。

なお、法人県民税法人税割を対象とすることも考えられるが、貴県は既に標準税率+0.8%の超過課税を実施しており、制限税率である標準税率+1.0%まで税率を引き上げたとしても大きな税収は期待できないこと、また、一定の中小法人への不均一課税を実施していることにより、超過課税の対象は一部の大法人に限られていることが課題である。

イ 税率

税率は、税を充当する施策の規模および超過課税の税目とそれらのバランスによって、自ずと決まってくる。

(ア) 施策の規模

今後の具体的な検討を経て税のふさわしい用途について合意形成が図られればその施策の規模を踏まえ、国費の獲得や、不断の事業見直し等を通じた財源の捻出等の状況も鑑み、必要な税収規模を定めていくことになる。

(イ) 個人・法人間のバランス

個人・法人間のバランスについて、前回審議会提出資料および今回新たに作成した事務局提出資料に基づき、第28回審議会で議論いただいた上で記載する。

(3) 税負担の適正性等について

税や社会保険料の負担感が社会問題になっている昨今の社会情勢を踏まえると、新たな税の制度の方向性が示された後には、それにより新たに生じる負担の適正性を慎重に検討する必要がある。検討に当たっては令和7年10月答申のとおり、負担とそれにより生じる便益を一体的に評価することが必要であり、新たに実施される施策によって減らせる費用や負担があるのではないかという視点が重要である。上述のさまざまな論点を整理した上で、税負担の適正性について検討することが必要である。

以下の4～6については、新たな税が導入されることとなった場合に詳細を検討すべき論点であるが、現時点での当審議会の考えを示す。

4 税収および使途の管理の手法

新たな税の税収や使途の管理手法については、令和4年4月答申において、会計上明確に区分して管理するとともに、超過課税を実施している事実について十分に周知し、県民の認知度を向上させることによりコスト意識を持ってもらうことが肝要であると述べた。

貴県で実施している県民税均等割への超過課税である琵琶湖森林づくり県民税においては、税収を会計上明確に区分する方法として基金を活用しており、特段の問題等は生じていないことから、新たな税においても基金により税収およびその使途を管理することが適当である。

5 効果検証手法

(1) 県民・県内事業者に分かりやすく便益を示すための効果検証手法について

令和7年10月答申において、地域交通がもたらす便益を県民に分かりやすく提示し、県民一人一人が認識でき、政策効果を定量的に検証する仕組みが必要であると述べた。

新たな税の効果検証については、滋賀地域交通活性化協議会による計画の評価、見直しプロセスを通じた施策の効果検証を踏まえて、当審議会において税としての効果検証を行うことが適当である。

(2) 効果検証のプロセスに県民が参加する仕組みについて

計画策定に当たって、貴県は当審議会が提唱した参加型税制の理念に基づき、県民との対話を重ねて、施策と財源の議論を並行して進めてきた。

効果検証や見直しの段階においても、学識経験者や交通事業者だけでなく、県民が参加する仕組みについて、引き続き検討することが必要である。

6 新たな税の見直し時期

新たな税の使途が、計画に基づく施策を対象とするのであれば、計画の見直しの検討時期に合わせて、新たな税の見直しを検討することが適当である。

新たな税の見直しに当たっては、施策の効果や地域交通計画を取り巻く状況等を踏まえることが必要である。